

W A S T E F 給湯設備更新工事

仕 様 書

令和 7年 4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目 次

1. 工 事 概 要

(1) 工 事 名 称	1
(2) 工 事 場 所	1
(3) 工 期	1
(4) 工 事 目 的	1
(5) 工 事 種 目	1
(6) 工 事 概 要	1
(7) 設 計 図	1
(8) 別 途 工 事	1

2. 工 事 仕 様

(1) 共 通 仕 様	2
(2) 特 記 仕 様	2
ア. 一般共通事項	2
(ア) 支 給 品	2
(イ) 工事用電力	2
(ウ) 工 事 用 水	2
(エ) 管理区域作業	2
(オ) 貸 与 品	2
(カ) 週休2日促進工事	2～3
(キ) 材料置場等	3
(ク) 提 出 書 類	3～4
(ケ) 設 計 変 更	4
(コ) 下請業者等	4
(サ) 官 庁 手 続	4
(シ) 発生材の処分	4
(ス) そ の 他	4～6
イ. 工事種目別特記事項	6
(ア) 地下1階シャワー室工事	6～7
(イ) 1階シャワー室工事	7
(ウ) 1階給湯室工事	7～8
(エ) 2階給湯室工事	8
(オ) 地下1階機械室工事	8

3. 試 験 ・ 検 査

(1) 一 般 事 項	8～9
(2) 試 験 ・ 検 査	9
(3) 試 験 ・ 検 査 項 目	9
(4) 試 験 ・ 検 査 区 分 表	10

1. 工事概要	
(1) 工事名称	WASTE F 給湯設備更新工事
(2) 工事場所	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所内 廃棄物安全試験棟
(3) 工期	契約日から令和8年2月27日（金）までとする。
(4) 工事目的	本仕様書は、日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 工務技術部 施設保全課（以下、「原子力機構」という。）が当該業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。 本案件は、設備整備費補助事業の安全対応費遂行に必要な低濃度 PCB 機器更新を行うものである。 廃棄物安全試験棟に設置されている給湯設備の制御部品の一部には、PCB を含有しており、PCB 特措法に基づき、令和9年3月31日までに処分する必要がある。当該設備は、緊急時における除染用シャワー等で使用し、使用停止となった場合、緊急時の対応に影響を及ぼす恐れがあるため給湯設備の更新を行うものである。
(5) 工事種目	ア. 地下1階シャワー室工事 1式 イ. 1階シャワー室工事 1式 ウ. 1階給湯室工事 1式 エ. 2階給湯室工事 1式 オ. 地下1階機械室工事 1式
(6) 工事概要	ア. 地下1階シャワー室工事 電気瞬間湯沸器及び配管等の設置を行う。 イ. 1階シャワー室工事 電気瞬間湯沸器及び配管等の設置を行う。 ウ. 1階給湯室工事 電気温水器及び配管等の設置を行う。 エ. 2階給湯室工事 電気温水器及び配管等の設置を行う。 オ. 地下1階機械室工事 配管他の撤去を行う。
(7) 設計図	あり（9枚）
(8) 別途工事	あり（電気工事：WASTE F 給湯設備更新電気工事）

2. 工事仕様

(1) 共通仕様

本工事仕様書及び図面に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」及び「公共建築設備工事標準図（最新版）」によるものとする。

(2) 特記仕様

7. 一般共通事項

(ア) 支給品

なし。

(イ) 工事用電力

無償とする。

(ロ) 工事用水

無償とする。

(エ) 管理区域作業

あり

作業区分：放射線業務従事者

(カ) 貸与品

放射線保護具（特殊作業衣他） × 1 式

個人線量計（体幹部線量計他） × 1 式

(キ) 週休 2 日促進工事

本工事は、発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日促進工事（発注者指定方式）である。

a. 週休 2 日の考え方は以下の通りとする。

(a) 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(b) 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(c) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が予め対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(d) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(e) 「月単位の 4 週 8 休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、現場閉所日を原則として土曜日、日曜日としない場合は、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(f) 「通期の 4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

b. 受注者は、工事着手前に、月単位の週休 2 日の取得計画が確認できる「現場

閉所予定日を記載した実施工程表」等を作成し、原子力機構監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画等の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表等を提出するものとする。また、提出された実施工程表等が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、内容に応じて、工事成績評定において、点数を減ずる措置を行うものとする。

- c. 原子力機構監督員は、受注者が作成する現場閉所日が記載された実施工程表等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- d. 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を通期の週休2日の補正係数1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(キ) 材料置場等

- a. 下小屋、材料置場等の敷地は無償貸与とする。
- b. 下小屋、材料置場等の設置については、あらかじめ原子力機構監督員と打合せ、承諾を得るものとする。

(ク) 提出書類

- a. 工事日報（原子力科学研究所の様式）・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- b. 竣工図書

工事が竣工した際に作成する竣工図は以下のとおりとする。

ただし、工事内容又は工事規模により作成要領が異なる場合があるため、原子力機構監督員と打合せるものとする。

[竣工図①]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部

- (a) 設計図に準じた図面等（機器仕様表を含む）を内容とする。
- (b) 製本サイズは、A4版とする。
- (c) 装丁は、原則として黒表紙に金文字で工事名称等を記入する。

[竣工図②]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

- (a) 内容は前記の竣工図①と同様とする。
- (b) 製本サイズは、A4版とする。
- (c) 装丁は、簡易製本として表紙に工事名称等を記入する。

[竣工CADデータ]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

[竣工図①]と同じ内容を dwg (AutoCAD) 形式もしくは、 dxf 形式でCDに記録して提出する。

- c. 工事写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」の最新版に従い撮影及び整理を行うものとする。

(a) 撮影箇所

- i. 工事竣工後では確認困難な箇所。
- ii. 埋設される工事で、長さ、厚さ等明確な寸法で確認を要する箇所。
- iii. 設計変更の部分。
- iv. その他主要な工程あるいは原子力機構監督員の指示する箇所。

(b) 写真サイズ

原則としてカラー写真（E版）とする。

(c) 装丁

写真は、撮影箇所を表示するとともに、表紙に工事名称等を明記したアルバム（4つ切版）に貼付して提出する。

- d. 施工図 3部
 - e. 施工計画書 3部
 - ・施工体制、品質管理、安全管理等を網羅すること。
 - ・安全に係るホールドポイント(作業等を停止・検査して安全確認をしないと次の工程に進めないチェックポイント)を明確にすること。
 - f. 実施工程表 3部
 - ・全体工程表、月間工程表及び週間工程表等、各段階に合わせた工程表を提出すること。
 - ・週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を明確にすること。
 - g. 各種試験検査記録 3部
 - h. 官庁申請に必要な書類 必要数
 - i. その他原子力機構監督員が指示するもの 必要数
- (ケ) 設計変更
- a. 設計変更が生じた場合の数量の増減に用いる工事費単価は、当初に契約した工事費明細書に記載してある単価に基づき決定するものとする。
 - b. 新たな項目を追加した場合の工事単価は、両者協議のうえ決定するものとする。
 - c. 設計変更に関わる共通費は、設計変更により増減する直接工事費について増減するものとする。
 - d. 工事数量の計算は、原子力機構作成の図面ないし、原子力機構の承諾した請負業者作成の施工図及び測量図により行うものとする。
 - e. 数量は、全て製品(仕上がり)の数量(重量)による。
 - f. 工事請負契約条項第19条～第22条に記載の事項については、国土交通省が定める設計変更ガイドラインに準じて実施するものとする。
- (ク) 下請業者等
- a. 指定の業者あるいは品目仕様については、代替を認めない。また、各種下請業者についても必ず原子力機構監督員の承諾を得た者でなければならない。
 - b. 建設業法に基づく施工体制台帳を作成した場合は、施工体制台帳及び施工体制図を原子力機構監督員に提出する。
- (ク) 官庁手続
- 請負業者は、原子力機構が各種検査(手続き含む)を受ける場合は、申請書及び資料(計算書等を含む)の作成及び労力の提供を含め全面的に協力しなければならない。
- (シ) 発生材の処分
- a. 発生材(撤去品等)は、鋼材及びその他に区分し、原子力機構指定場所に整理し引き渡す。
 - b. 産業廃棄物は、「再生資源関連の法律」に基づき処分するとともに、産業廃棄物管理票を提出する。法令に基づき適正に処分を行うとともに、リサイクル可能なものについてはリサイクルに努めること。産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し承諾を得た業者で行うこと。また、マニフェスト(A票、D票、E票)は、原則として契約工期内に提出すること。ただし、E票については予め工事監督員の承諾を得た上で最終処分完了後速やかに契約工期外に提出することができる。
- (ス) その他
- a. 請負業者は、工事が竣工しても原子力機構の検査に合格し、引き渡し完了するまではその工事目的物を管理しなければならない。また、その工事目的

- 物に他の工事を行うときは、協力するものとする。
- b. 本工事は、原則として工事仕様書及び添付図面に従って施工するものであるが、些少の部分であって一切記載していない事項といえども当然必要と認められるものは、原子力機構監督員と協議のうえ請負業者の負担において確実に施工するものとする。
 - c. 本工事施工の際は、建物、地下埋設物及び室内の器物等を毀損しないように注意するとともに、万一毀損した場合は原子力機構監督員の指示に従って同等の材料にて速やかに復旧するものとする。
 - d. 本工事に使用する材料を搬入するときは、原子力機構監督員の指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うものとする。
 - e. 構内で作業するときは、下記の規則を遵守しなければならない。
 - (a) 原子力科学研究所消防計画
 - (b) 原子力科学研究所工事・作業の安全管理基準
 - (c) 原子力科学研究所安全衛生管理規則
 - (d) 工務技術部防火・防災管理要領
 - (e) 原子力科学研究所地震対応要領
 - (f) 原子力科学研究所電気工作物保安規程・同規則
 - (g) 原子力科学研究所事故対策規則
 - (h) 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
 - (i) 廃棄物安全試験施設防護活動手引
 - (j) 原子力科学研究所放射線安全取扱手引
 - (k) その他原子力科学研究所関係諸規則及び要領等
 - f. 原子力機構が行う別途工事とのトラブルがないよう、原子力機構監督員との連絡を密にとり、工事全体の円滑な推進に協力するものとする。
 - g. 工事に必要な諸手続（法令上及び所内規程）は請負業者の責任において行うこと。なお、詳細については原子力機構監督員と協議をするものとする。
 - h. 工事で使用する機器は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（以下グリーン購入法）」に定められた基準の機器を積極的に使用するものとする。
 - i. 請負業者は、安全上重要な作業等について「工事・作業の安全管理基準」に従うこと。
 - j. 本工事で火気使用にあたっては、適切な防火対策を講ずること。
 - k. 本工事の放射線管理区域内作業にあたっては、放射線業務従事者の指定登録等の所定手続を行い、放射線管理上の指示を遵守して工事を行う。
 - l. 本工事で使用する測定機器類は、校正されたものを使用すること。また、工事試験成績書には校正証明書・試験成績書等を添付すること。
 - m. 本工事の着工前には、必ず実施工程表、施工図を提出し原子力機構監督員の承諾を得ること。
 - n. 工事の実施にあたっては、関係法令ならびに原子力機構内規その他関係諸規定等を遵守し、特に工事の安全には十分配慮し実施すること。
 - o. 工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずるとともに、災害や盗難その他の事故防止に努めること。
- また、原子力機構の業務は特殊性に富んでいることを十分認識し、構内の作業でトラブル（人身事故、火災等）を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねる

ことがないよう、安全衛生管理には特に注意を払うこと。トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等が、原子力機構の通常業務において見られないものであれば、周辺住民に不安感を与えることに十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法について原子力機構と綿密に協議すること。

- p. 本工事は、現場代理人を常駐させることとする。
- q. 受注者は、自ら実施する作業等の安全管理を行うこと。また、作業開始前には、KY 活動及び TBM を実施し、作業の安全に努めること。
- r. 安全に係るホールドポイント(作業等を停止・検査して安全確認をしないと次の工程に進めないチェックポイント)を施工計画書等に明記すること。
- s. 本工事の工程で安全確保措置が必要なとき又は工事計画を変更するときは、作業前に原子力機構担当者の確認を受けたのち実施すること。また、施工計画書等に確認を受ける作業及び安全措置内容を明記すること。
- t. 作業は、土・日曜日等休日を出来るだけ避ける工程を組み、管理すること。
- u. 受注者は原子力機構が伝染性の疾病(新型インフルエンザ等)に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- u. 受注者は業務を実施することで取得した当該業務及び作業に関するデータ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を原子力機構外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- v. 不測の事態が発生した場合には迅速に対応できるよう、作業現場に安全衛生管理体制表、緊急時連絡体制表、地震発生時連絡体制表、工事・作業管理体制表を掲示すること。
- w. 当該設備での作業の開始及び終了の際は、必ず原子力機構の作業関係者等へ連絡すること。
- x. 工事において不適合が発生した場合、受注者は原子力機構の指示に従い、不適合の原因究明、対策の立案及び実施等について報告すること。
- y. 本作業は、電源操作を伴うため原子力機構担当者と操作手順等の打ち合わせを十分に行い、安全確保に努めて実施すること。

イ. 工事種目別特記事項

本工事を実施するにあたり、作業責任者等認定制度の運用に伴い、原科研が実施する現場責任者の認定を受けた者が現場代理人になること。なお、定期講習(1 時間)を年 1 回受講すること。

(ア) 地下 1 階シャワー室工事

a. 給湯設備工事

壁掛型電気瞬間湯沸器	×1 台
日本仕メック製	
型式：EIZ-3400A0 相当品 付属品付	
定格電流：115.5A	
定格消費電力：40kW	
電源：三相 200V	
給湯管 20A SGP-HVA	×7m
安全弁吹出管 20A SGP-HVA	×2m
フレキシブルチューブ 20A	×1 本
給湯管保温	×1 式

	一般：GW20 t、合成樹脂カバー	
	天井内：GW20t、ALGC 仕上げ	
	脱着品取付 混合水栓	×1 式
b.	給水設備工事	
	給水管 20A SGP-VA	×5m
	フレキシブルチューブ 20A	×1 本
	仕切弁 管端防食コア JIS 10k 20A	×1 個
	Y形ストレーナ 管端防食コア JIS 10k 20A	×1 個
	給水管保温	×1 式
	一般：GW20、合成樹脂カバー	
	浴室：GW20、SUS 鋼板	
c.	直接仮設工事 シート養生	×1 式
(イ)	1階シャワー室工事	
a.	給湯設備工事	
	壁掛型電気瞬間湯沸器	×1 台
	日本トミツ製	
	型式：EIZ-3400A0 相当品 付属品付	
	定格電流：115.5A	
	定格消費電力：40kW	
	電源：三相 200V	
	給湯管 20A SGP-HVA	×12m
	安全弁吹出管 20A SGP-HVA	×3m
	フレキシブルチューブ 20A	×1 本
	給湯管保温	×1 式
	一般：GW20 t、合成樹脂カバー	
	天井内：GW20t、ALGC 仕上げ	
	浴室：GW20、SUS 鋼板	
	脱着品取付 混合水栓	×1 式
b.	給水設備工事	
	給水管 20A SGP-VA	×11m
	フレキシブルチューブ 20A	×1 本
	仕切弁 管端防食コア JIS 10k 20A	×1 個
	Y形ストレーナ 管端防食コア JIS 10k 20A	×1 個
	給水管保温	×1 式
	浴室：GW20、SUS 鋼板	
	一般：GW20、合成樹脂カバー	
c.	直接仮設工事 シート養生	×1 式
(ウ)	1階給湯室工事	
a.	給湯設備工事	
	電気温水器	×1 組
	日本トミツ製	
	型式：ESD25B(R/L)X111E0 相当品 付属品付	
	定格消費電力：1.1kW	
	電源：単相 100V	
	給湯管 20A SGP-HVA	×1m
	フレキシブルチューブ 20A	×1 本
	混合水栓 リカル SF-HB420SYXA 相当品	×1 個

	給湯管保温 一般：GW20 t、合成樹脂カバー	×1 式
b.	給水設備工事	
	給水管 20A SGP-VA	×2m
	フレキシブルチューブ 20A	×2 本
	仕切弁 管端防食コア JIS 10k 20A	×1 個
	Y形ストレーナ 管端防食コア JIS 10k 20A	×1 個
	給水管保温 一般：GW20、合成樹脂カバー	×1 式
	流し台補修	×1 式
c.	排水設備工事	
	排水管 VP50	×1m
	フレキシブルチューブ 20A	×1 本
d.	直接仮設工事 シート養生	×1 式
(エ)	2階給湯室工事	
a.	給湯設備工事	
	電気温水器	×1 組
	日本トミツ製	
	型式：ESD25B(R/L)X111E0 相当品 付属品付	
	定格消費電力：1.1kW	
	電源：単相 100V	
	給湯管 20A SGP-HVA	×1m
	フレキシブルチューブ 20A	×1 本
	混合水栓 リクシル SF-HB420SYXA 相当品	×1 個
	給湯管保温 一般：GW20 t、合成樹脂カバー	×1 式
b.	給水設備工事	
	給水管 20A SGP-VA	×2m
	フレキシブルチューブ 20A	×2 本
	仕切弁 管端防食コア JIS 10k 20A	×1 個
	Y形ストレーナ 管端防食コア JIS 10k 20A	×1 個
	給水管保温 一般：GW20、合成樹脂カバー	×1 式
	流し台補修	×1 式
c.	排水設備工事	
	排水管 VP50	×1m
	フレキシブルチューブ 20A	×1 本
d.	直接仮設工事 シート養生	×1 式
(オ)	地下1階機械室工事	
a.	撤去工事	×1 式
	配管他撤去	
b.	直接仮設工事	×1 式
	足場仮設、シート養生	

3. 試験・検査

(1) 一般事項

- ア. 試験・検査はあらかじめ「試験・検査要領書」を提出し、原子力機構監督員の承諾を得た後、実施する。
- イ. 試験・検査要領書は法令、規格、基準等に定められた要件を満たすとともに、設計図書内容を確認出来るものとする。
- ウ. 試験・検査が完了したときは、速やかに試験・検査記録を含む「試験検査報告書」を提出する。

	エ. 原子力機構監督員の立会の有無にかかわらず全てのデータを整理して提出する。 オ. 試験・検査の立会 (ア) 別途定める項目について立会試験・検査を行うものとする。 (イ) 事前に、試験・検査項目、日時及び場所などを原子力機構監督員に通知するものとする。 (ウ) 試験・検査に必要な機材及び労力は全て請負業者が負担するものとする。
(2) 試験・検査	ア. 工場試験・検査 なし イ. 現地試験・検査 据付前及び据付完了後、「(4)試験・検査区分表」に基づいて検査を行うものとし、試験・検査は全て請負業者の責任において実施するものとする。 ウ. 竣工検査 上記検査のほか、工事請負契約に伴う工事が竣工したとき「竣工検査」を実施するものとする。
(3) 試験・検査項目	「(4)試験・検査区分表」によるものとする。

(4) 試験・検査区分表

No.	試験・検査対象項目	材 料 検 査	外 観 検 査	寸 法 検 査	耐 圧 漏 洩 検 査	気 密 試 験	漏 洩 試 験	通 水 試 験	通 気 試 験	作 動 試 験	性 能 試 験	浸 透 探 傷 試 験	据 付 検 査	絶 縁 抵 抗 試 験	絶 縁 耐 電 圧 試 験	溶 接 部 外 観 検 査	配 置 員 数 検 査	系 統 検 査	備考
1	壁掛型電気温水器湯沸器	工場試験・検査																	
		現地試験・検査	◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎			◎		
2	電気温水器	工場試験・検査																	
		現地試験・検査	◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎			◎		
3	給湯管、給水管、 排水管	工場試験・検査																	
		現地試験・検査	◎	◎	◎		◎	◎					◎					◎	
4	弁類	工場試験・検査																	
		現地試験・検査	◎	◎			◎	◎					◎				◎		
5	混合水栓	工場試験・検査																	
		現地試験・検査	◎	◎			◎	◎									◎		
6	塗装	工場試験・検査																	
		現地試験・検査	◎	◎															
7	保温	工場試験・検査																	
		現地試験・検査	◎	◎									◎						
8	脱着品	工場試験・検査																	
		現地試験・検査		◎			◎	◎									◎		
9		工場試験・検査																	
		現地試験・検査																	
10		工場試験・検査																	
		現地試験・検査																	

◎：請負業者及び機構は、立会試験・検査を実施するものとする。

○：工場出荷時の試験・検査成績書による書類検査を実施するものとする。